

東京大学教養学部規則

昭和26年7月10日

評議会可決

[沿革](#)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定められるように規定されている事項及び東京大学教養学部（以下「本学部」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本学部における教育課程、試験、進学、休学及び卒業等については、この規則に定めのあるもののほか、本学部教授会の議を経て、これを定める。

(課程)

第2条 本学部の課程は、前期課程及び後期課程とする。

(教育研究上の目的)

第2条の2 前期課程は、特定の専門分野に偏らない総合的な視野を獲得させるリベラル・アーツ教育を行い、同時に専門課程に進むために必要な知識や知的技能を身につけ、専門的なものの見方や考え方の基本を学びとらせることを目的とする。

2 後期課程は、学際的・統合的な研究と教育の発展を前提として、専門分野の基礎学力の養成、専門分野間の横断や融合や統合を可能にする総合的理解力・判断力の養成、問題解決能力を備えた社会的リーダーシップをとりうる人材の養成、世界に開かれた視野と発信力の養成を教育研究上の目的とする。

3 後期課程の各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(学期)

第3条 学期は、学部通則第4条第2項及び第3項により別に定められるところによる。

第2章 前期課程

(科類及びコース)

第4条 前期課程の学生（以下第2章において「学生」という。）は、次のうち入学を許可された科類に所属する。

文科一類 文科二類 文科三類

理科一類 理科二類 理科三類

2 文科三類及び理科二類に、国際教養コースを設ける。

(教育課程)

第5条 学生が履修すべき授業科目及び取得すべき単位数は、別表第1に定めるところによる。

2 単位数の計算基準については、別に定める。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2 届出をしない授業科目は、履修することができない。

(履修科目の登録単位数の上限)

第6条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

2 学部長は、所定の単位を優れた成績をもって取得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修科目の修了)

第7条 前条による届出をした科目を履修し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。

(試験成績の評点)

第8条 試験成績の評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める一部の科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

(前期課程修了の要件)

第9条 前期課程を修了するためには、学部通則第2条に規定する年限以上在学し、別表第1に定める各授業科目を履修し、所要の単位数を取得しなければならない。

(進学内定の辞退)

第9条の2 学生は、指定する期間に、所定の様式により届出をした場合には、後期課程への進学の内定を辞退することができる。この場合において、前条に定める修了要件を満たしていても、当該届出をした年度に前期課程を修了することはできない。

第3章 後期課程

(学科、分科及びコース等)

第10条 後期課程に次の3学科を置き、各学科に次の分科及びコースを設ける。

学 科	分 科	コ ー ス
教養学科	超域文化科学分科	文化人類学
		表象文化論
		比較文学比較芸術
		現代思想
		学際日本文化論
		学際言語科学
		言語態・テキスト文化論
	地域文化研究分科	イギリス研究
		フランス研究
		ドイツ研究
		ロシア東欧研究
		イタリア地中海研究
		北アメリカ研究
		ラテンアメリカ研究
		アジア・日本研究
		韓国朝鮮研究
	総合社会科学分科	相関社会科学
		国際関係論
国際日本研究		
学際科学科		科学技術論
		地理・空間
		総合情報学
		広域システム
		国際環境学
統合自然科学科		数理自然科学
		物質基礎科学
		統合生命科学
		認知行動科学
		スポーツ科学

2 第1項の各学科に、分科及びコースのほか、次のプログラム及び副専攻を設ける。

教養学科

教養学科サブメジャー・プログラム

学際科学科

学際科学科サブプログラム

統合自然科学科
統合自然科学科サブプログラム
副専攻

3 前2項に定めるもののほか、後期課程に学科横断型の次のプログラムを設ける。

学融合プログラム

(進学の要件)

第11条 前期課程から後期課程に進学するには、第9条に定める前期課程修了の要件を満たさなければならない。

(教育課程)

第12条 後期課程においては、専門教育科目を履修させるものとする。

2 単位数の計算基準については、別に定める。

第13条 各学科において履修すべき授業科目及び取得すべき単位数は、別表第2の定めるところによる。

第14条 削除

第15条 学生は、所属以外の学部（以下「他学部」という。）、学科、分科及びコース並びにグローバル教育センターの科目を履修することができる。

(履修科目届及び試験等)

第16条 履修科目の届出、履修科目の修了及び試験については、第6条及び第7条の規定を準用する。

(試験成績の評点)

第17条 試験成績の評点については、第8条の規定を準用する。

(卒業の要件)

第18条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本学部を卒業して学士（教養）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、所属学科（分科及びコース）において別表第2に定める授業科目を履修して、所要の単位数を取得しなければならない。

第4章 再入学、研究生、長期履修学生制度等

(再入学等)

第19条 学部通則第9条及び第10条に定める再入学、後期課程への入学、転学部を志願する者の取扱いについては、別に定める。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第20条 前条の規定により入学した学生の授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学年限については、別に定める。

(研究生)

第21条 研究生の取扱いについては、学部通則第10章に定めるもののほか、別に定める。

(長期履修学生制度)

第22条 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、学部長はその計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 次の各号の一に該当する者については、なお従前の例による。

(1) 平成5年3月31日に前期課程又は後期課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

(2) 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間に後期課程の教養学科第一（総合文化）、教養学科第二（地域文化）及び教養学科第三（関連社会科学）に進入学する者

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年3月8日から施行し、改正後の東京大学教養学部規則の規定は、平成7年10月1日から適用する。
- 2 平成6年3月31日以前に教養学科第三（相関社会科学）に進入学し、引き続き在学する者の取得すべき最低単位数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 平成13年9月30日以前に入進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成14年10月22日から施行し、改正後の東京大学教養学部規則の規定は、平成14年10月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日以前に後期課程に進学又は入学した者については、改正後の第10条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学した者については、改正後の第10条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部前期課程に入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に本学部後期課程に進入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日以前に本学部後期課程に進学し、引き続き在学する者については、改正後の第10条、第15条、第18条及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の教養学科、学際科学科及び統合自然科学科については、平成25年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第4条、第10条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の前期課程国際教養コースについては、平成24年10月1日以後から入学することができるものとする。

4 改正後の後期課程教養学科国際日本研究コース及び同学際科学科国際環境学コースについては、平成26年10月1日以後から進学することができるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

2 平成27年8月31日以前に本学部に入學又は進学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第10条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第10条第4項及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第10条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の統合自然科学科スポーツ科学コースについては、令和5年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[別表第1](#) (第5条、第9条関係)

[別表第2](#) (第13条、第18条関係)

沿革

東京大学教養学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

◆昭和26年07月10日 評議会可決

◇昭和27年09月30日

◇昭和29年06月22日

◇昭和29年09月21日

◇昭和32年12月10日

◇昭和33年10月21日

◇昭和35年12月20日

◇昭和36年03月14日

◇昭和36年11月21日

◇昭和37年01月23日

◇昭和37年03月20日

◇昭和37年06月19日

◇昭和38年03月19日

◇昭和38年06月18日

◇昭和38年09月17日

◇昭和39年03月17日

◇昭和40年02月16日

◇昭和41年01月18日

◇昭和42年09月19日

◇昭和45年04月01日

◇昭和47年04月01日

◇昭和48年04月01日

◇昭和48年10月01日

◇昭和49年04月01日

◇昭和51年04月01日

◇昭和51年11月10日

◇昭和52年04月01日

◇昭和53年04月01日

◇昭和56年04月01日

◇昭和57年04月01日

◇昭和58年02月15日

◇昭和58年04月01日

◇昭和59年04月01日

◇昭和60年04月01日

◇昭和61年04月01日

◇昭和62年04月10日

◇昭和63年04月01日

◇平成01年03月02日

◇平成01年04月01日

◇平成01年04月18日

◇平成02年04月01日
◇平成03年04月01日
◇平成04年04月01日
◇平成04年10月01日
◇平成05年04月01日
◇平成07年04月01日
◇平成08年03月08日
◇平成08年03月19日
◇平成09年04月01日
◇平成11年04月01日
◇平成12年04月01日
◇平成13年09月26日
◇平成14年03月29日
◇平成14年10月22日
◇平成15年09月09日
◇平成16年09月09日
◇平成17年01月27日
◇平成18年03月28日
◇平成19年02月14日
◇平成20年02月07日
◇平成20年02月19日
◇平成20年03月28日
◇平成20年08月19日
◇平成21年02月05日
◇平成21年09月25日
◇平成22年03月16日
◇平成23年02月22日
◇平成24年02月22日
◇平成26年02月18日
◇平成26年08月07日
◇平成27年02月17日
◇平成27年07月02日
◇平成28年02月16日
◇平成29年02月21日
◇平成30年03月20日
◇平成31年02月19日
◇令和02年01月27日
◇令和03年03月23日
◇令和04年01月18日
◇令和05年09月25日
◇令和06年03月14日